

令和5年度 第5回

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会

と き 令和6年3月26日(火)
午後1時30分～
ところ 本荘由利広域行政センター
「学習ホール」

～ 次 第 ～

1 開 会

2 あいさつ

会長 由利本荘市長 湊 貴信

3 議 事

議案第1号 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約の改正について

議案第2号 由利本荘市地域公共交通網形成計画の実施事業等の検証について

議案第3号 由利本荘市地域公共交通計画(案)について

4 その他

5 閉 会

令和 5 年度
由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会

【委員】

区分	所属	職名	氏名（委員名）	備考
1号	由利本荘市	市長	湊 貴 信	
2号	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社	企画総務部長	尾上 さやか	【欠席】
	由利高原鉄道株式会社	代表取締役社長	萱場 道夫	
	羽後交通株式会社	取締役社長	齋藤 善一	輸送課長 金谷文之
	一般社団法人秋田県ハイヤー協会	本荘由利支部長	小石 和弥	【欠席】
	秋田県由利地域振興局	建設部長	備前 亨	
3号	由利本荘警察署	署長	角田 進	交通課長 佐藤勇人
	国土交通省東北運輸局	鉄道部長	齊藤 仁伸	首席運輸企画専門官 小林弘典
	国土交通省東北運輸局	秋田運輸支局長	佐々木 敏	
	秋田県観光文化スポーツ部	交通政策課長	三浦 一成	主事 佐藤大輝
	秋田県由利地域振興局	総務企画部長	土門 久仁子	
	由利本荘市商工会	会長	佐藤 久美	【欠席】
	由利本荘市観光協会	会長	猪股 春夫	【欠席】
	秋田しんせい農業協同組合	代表理事組合長	佐藤 茂良	【欠席】
	一般社団法人由利本荘医師会	会長	松田 武文	【欠席】
	由利本荘市教育委員会	教育長	秋山 正毅	教育次長 木内卓朗
	由利本荘市校長会	会長	佐藤 隆	【欠席】
	由利本荘市PTA連合会	会長	鈴木 博文	【欠席】
	由利本荘・にかほ地域生徒指導研究推進協議会	高校部会長	高橋 雄一	【欠席】
	由利本荘市身体障害者協会	会長	三浦 良明	
	由利本荘市婦人団体連絡協議会	会長	土田 典子	【欠席】
	由利本荘市老人クラブ連合会	会長	小野崎 一哉	事務局長 高橋寿和
	公益社団法人由利本荘青年会議所	理事長	橋島 達也	
	鳥海山ろく線運営促進連絡協議会	会長	佐藤 久美	【欠席】
	由利本荘市企画振興部	部長	阿部 徹	
	本荘地域公共交通利用者		大竹 悦子	
矢島地域公共交通利用者		菅原 賢一	【欠席】	
岩城地域公共交通利用者		今野 正樹		

【委員】

(※備考欄の職氏名は本日の代理出席者)

区分	所属	職名	氏名（委員名）	備考
3号	由利地域公共交通利用者		多田厚	
	大内地域公共交通利用者		菊地洋	
	東由利地域公共交通利用者		長谷山博昭	
	西目地域公共交通利用者		加賀秀喜	
	鳥海地域公共交通利用者		高橋荘一	
	秋田大学	准教授	日野智	【欠席】
	秋田県立大学	准教授	星野満博	

【事務局：地域振興課及び各総合支所】

所属	職名	氏名	
企画振興部 地域づくり推進課	課長	佐藤昌司	
	班長	田口侑樹	
	主査	池田勇人	
矢島総合支所 市民サービス課 振興班	主査	佐々木まゆみ	
岩城総合支所 市民サービス課 振興班	主査	斎藤正晴	
由利総合支所 市民サービス課 振興班	班長	伊藤善裕	【欠席】
大内総合支所 市民サービス課 振興班	主査	加藤淳子	
東由利総合支所 市民サービス課 振興班	班長	小松喜恒	
西目総合支所 市民サービス課 振興班	主査	小松盛康	【欠席】
鳥海総合支所 市民サービス課	課長補佐兼班長	菊地勝	

議案第1号

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約案
由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部を改正する規約

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約（平成21年3月制定）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）」を「地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）」に、「連携計画」を「交通計画」に改める。

第3条第1号から第3号中「形成計画」を「交通計画」に改める。

第11条第2項中「企画調整部地域振興課」を「企画振興部地域づくり推進課」に改める。

別表中

「 (1) 地域公共交通網形成計画を作成しようとする市 」 を 「 (1) 地域公共交通計画を作成しようとする市 」 に、

「 (2) 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 」 を 「 (2) 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 」 に、

「 由利本荘6高校生徒指導連絡協議会会長又はその指名する者 」 を

「 由利本荘・にかほ地域生徒指導研究推進協議会高校部会会長又はその指名する者 」 に改める。

附 則

この規約は、令和6年3月26日から施行する。

提案（改正）理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の改正に伴う計画名称の変更並びに本市の機構改革に伴う事務局所管課の名称変更及び本協議会を構成する団体の名称変更のため

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約の一部改正（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）は、次の各号に掲げる目的をもって設置する。</p> <p>（1） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法律」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）</u>の作成に関する協議及び<u>交通計画</u>の実施に係る連絡調整を行うため。</p> <p>（2）～（3） 略</p> <p>第2条 略</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>（1） <u>交通計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>（2） <u>交通計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>（3） <u>交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>（4）～（7） 略</p> <p>第4条～第10条 略</p> <p>（事務局）</p> <p>第11条 協議会の業務を処理するため、協議会の事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、由利本荘市<u>企画振興部地域づくり推進課</u>に置く。</p> <p>第12条～第16条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、令和6年3月26日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）は、次の各号に掲げる目的をもって設置する。</p> <p>（1） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法律」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）</u>の作成に関する協議及び<u>連携計画</u>の実施に係る連絡調整を行うため。</p> <p>（2）～（3） 略</p> <p>第2条 略</p> <p>（事業）</p> <p>第3条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>（1） <u>形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>（2） <u>形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>（3） <u>形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>（4）～（7） 略</p> <p>第4条～第10条 略</p> <p>（事務局）</p> <p>第11条 協議会の業務を処理するため、協議会の事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、由利本荘市<u>企画調整部地域振興課</u>に置く。</p> <p>第12条～第16条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成27年4月1日から施行する。</p>

新		旧	
別表（第6条関係）		別表（第6条関係）	
法律第6条第2項の区分	協議会を構成する委員	法律第6条第2項の区分	協議会を構成する委員
(1) <u>地域公共交通計画</u> を作成しようとする市	略	(1) <u>地域公共交通網形成計画</u> を作成しようとする市	略
(2) 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他 <u>地域公共交通計画</u> に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	略	(2) 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他 <u>地域公共交通総合連携計画</u> に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	略
	略		略
	略		略
	略		略
(3) 公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市が必要と認める者	略	(3) 公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市が必要と認める者	略
	<u>由利本荘・にかほ地域生徒指導研究推進協議会</u> 高校部会会長又はその指名する者		<u>由利本荘6 高校生徒指導連絡協議会</u> 会長又はその指名する者
	略		略

由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会規約

(目的)

第1条 由利本荘市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）は、次の各号に掲げる目的をもって設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法律」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うため。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため。
- (3) 由利高原鉄道鳥海山ろく線の活性化と再生を図るために必要な事項を協議するため。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を秋田県由利本荘市尾崎17番地に置く。

(事業)

第3条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。
- (5) 市有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (6) 由利高原鉄道鳥海山ろく線の活性化と再生を図るための協議に関すること。
- (7) 前6号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長2名及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、由利本荘市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、別表に掲げる者とする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決方法は、出席者の過半数の同意によるものとする。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会の事務局を置く。

- 2 事務局は、由利本荘市企画振興部地域づくり推進課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散した日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月2日から施行する。

附 則 (第1条、第3条改正)

この規約は、平成22年2月24日から施行する。

附 則 (第2条、第11条改正)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (第11条改正)

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (別表改正)

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (別表改正)

この規約は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (第1条、第3条、別表改正)

この規約は、平成26年11月20日から施行する。

附 則 (第11条改正)

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (第1条、第3条、第11条、別表改正)

この規約は、令和6年3月26日から施行する。

別表（第6条関係）

法律第6条第2項の区分	協議会を構成する委員
(1) 地域公共交通計画を作成しようとする市	由利本荘市長又はその指名する者
(2) 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社長又はその指名する者
	由利高原鉄道株式会社代表取締役社長又はその指名する者
	羽後交通株式会社取締役社長又はその指名する者
	(一社) 秋田県ハイヤー協会本荘由利支部長又はその指名する者
	秋田県由利地域振興局建設部長又はその指名する者
(3) 公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市が必要と認める者	由利本荘警察署長又はその指名する者
	国土交通省東北運輸局鉄道部長又はその指名する者
	国土交通省東北運輸局秋田運輸支局長又はその指名する者
	秋田県観光文化スポーツ部交通政策課長又はその指名する者
	秋田県由利地域振興局総務企画部長又はその指名する者
	由利本荘市商工会会長又はその指名する者
	由利本荘市観光協会会長又はその指名する者
	秋田しんせい農業協同組合代表理事組合長又はその指名する者
	(一社) 由利本荘医師会会長又はその指名する者
	由利本荘市教育委員会教育長又はその指名する者
	由利本荘市校長会会長又はその指名する者
	由利本荘市PTA連合会会長又はその指名する者
	由利本荘・にかほ地域生徒指導研究推進協議会高校部会会長又はその指名する者
	由利本荘市身体障害者協会会長又はその指名する者
	由利本荘市婦人団体連絡協議会会長又はその指名する者
	由利本荘市老人クラブ連合会会長又はその指名する者
	(公社) 由利本荘青年会議所理事長又はその指名する者
	鳥海山ろく線運営促進連絡協議会会長又はその指名する者
	由利高原鉄道株式会社応援大使の代表者
	本荘地域公共交通利用者
	矢島地域公共交通利用者
	岩城地域公共交通利用者
	由利地域公共交通利用者
	大内地域公共交通利用者
	東由利地域公共交通利用者
	西目地域公共交通利用者
	鳥海地域公共交通利用者
	秋田大学又は秋田県立大学の教授又は准教授

＜由利本荘市地域公共交通網形成計画（第二次）の実施事業の検証について＞

目標Ⅰ “使える”公共交通へ

事業Ⅰ－Ⅰ 地域間幹線である路線バス・鉄道を維持する

事業概要

- 本市の中心市街地である本荘地域と各地域を結ぶ路線バス、鉄道の運行を維持するため、交通事業者に交付している運行費補助等を継続する。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助金交付	＜ 継続 実施 ＞			

- 近年、様々な形で進歩を続けるキャッシュレス決済やロケーションシステムの導入を検証・検討し、利便性の向上に努めるとともに、バスパックなどの企画や貨客混載の実施による生産性向上の取り組みを継続し、収支改善を図る。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
バスパック・貨客混載事業継続	バスパック・貨客混載継続 キャッシュレスの導入	バスパック・貨客混載継続 キャッシュレスの導入拡大	＜ 継続 実施 ＞	

実施主体

由利本荘市／バス事業者／鉄道事業者

事業実施状況

＜令和5年度＞

- 交通事業者に対する運行費補助を維持した
- 羽後交通企画「バスパック（お食事付き天然温泉日帰り乗車券「東由利 黄桜温泉 湯楽里編」）」を継続
- 羽後交通各路線及び循環バス・コミュニティバス「子吉線」においてPayPayでの運賃支払いを継続
- 路線バス「象潟線」での日本郵政（株）との貨客混載事業を継続



←羽後交通の道の駅バスパック
チラシ（東由利）



↑路線バス「象潟線」で実施されている
日本郵便（株）との貨客混載の取り組み



→循環バス等において
PayPayでの運賃
支払い受付継続

事業1-2 地域内幹線であるコミュニティバスの運行と維持

事業概要

- 主に路線バスの代替交通として地域内の幹線を運行している市コミュニティバスの運行を継続する。
- 路線バスと接続する乗り継ぎ拠点を核としたフィーダー交通を維持することで、地域内の交通ネットワークの充実を図る。
- 地域内にまとまったニーズがあると認められる場合は、基準を設けた実証運行を行い、持続可能性に十分配慮したうえでフィーダー交通を導入する。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
＜地域要望等に応じ新規路線の随時検討＞				
＜コミュニティの運行継続＞				

実施主体

由利本荘市

事業実施状況

＜令和5年度＞

- コミュニティバスの運行を維持・継続した
- 循環バスのルート拡大など一部要望はあったが、路線変更、新規路線の導入によるフィーダー交通の構築までは至らなかった

↓ 由利本荘市循環バスのマップ

運行中の由利本荘市循環バス ↓



事業1-3 各種交通モード間の接続強化

事業概要

- 既存の各種交通モード間の接続の利便性を向上させることで、利用者がスムーズに公共交通機関を利用できる環境を整える。
- 地域間幹線である鉄道や路線バスと地域内交通である市コミュニティバス等の乗り継ぎをスムーズにするよう改正を行う。
- ただし、乗り継ぎをして地域間を移動する以外にも、地域内の移動ニーズがあることも考えられるので、その点にも十分配慮して改正を行う。

【対象となる交通モード】

鉄道／路線バス／市コミュニティバス

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
R3.4ダイヤ改正にむけ調査・検討を行う	ダイヤ改正の実施			

実施主体

鉄道事業者／バス事業者／由利本荘市

事業実施状況

＜令和5年度＞

- 各交通モード間の接続を見直し、R5.4.1ダイヤ改正を行った
- 利用者からの要望により、羽後交道路線においてJRとの接続調整を行った
- **路線バスの減便に伴い、鳥海方面から本荘方面へ向かう通学ダイヤの接続が途絶えてしまったが、再度の接続調整が出来なかった**

お知らせ

本荘～横手線の一部時刻改正について

毎度ご乗車有り難うございます。
 来る12月1日より、諸般の事情により横手行き最終便が下記の通り**15分遅くなります**。
 ご利用される乗客の皆様には大変ご不便をおかけ致しますが、何卒ご理解の程よろしくお願い致します。

(現行)

本荘営業所発	本荘駅前発	道の駅 岩谷の里発	坂の下発	新道角発	本荘小学校 前発	平成高校前発	横手バス ターミナル発
● 17:45	17:50	18:35	18:49	19:01	19:12	19:22	19:36

12月1日より

本荘営業所発	本荘駅前発	道の駅 岩谷の里発	坂の下発	新道角発	本荘小学校 前発	平成高校前発	横手バス ターミナル発
● 18:00	18:05	18:50	19:04	19:16	19:27	19:37	19:51

●印は、土・日・祝運休

羽後交通
 横手営業所 0182(32)2265

←JRダイヤへの接続のため、羽後交道路線「本荘～横手線」を、R5.12.1付けダイヤ改正を行った

路線バス「岩谷線」と
 コミバス「中田代線」が接続
 「道の駅おおうち」にて→



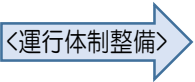
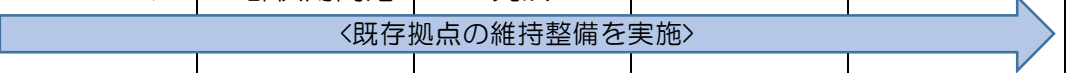
事業1-4 羽後本荘駅ほか乗り継ぎ拠点の整備

事業概要

- 羽後本荘駅の東西自由通路整備に伴い改修されるバスロータリーやタクシー待ち合場所を最大限活用できるよう運行体制を整える。
- 各地域の乗り継ぎ拠点を維持（整備）し、乗り継ぎ環境の向上を図る。

【対象となる乗り継ぎ拠点】

羽後本荘駅／矢島駅／岩城みなと駅／羽後亀田駅／前郷駅／道の駅おおうち／道の駅東由利／西目駅／道の駅西目／鳥海菜らんど

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	羽後本荘駅 一部供用開始	羽後本荘駅 完成		
				

実施主体

鉄道事業者／バス事業者／施設管理者／由利本荘市

事業実施状況

＜令和5年度＞

- 4月1日、羽後本荘駅東西駐車場広場の整備が完了し、路線バス・コミュニティバス用のバスロータリーや、タクシーの待ち合場所の整備が完了し、他の乗り継ぎ拠点については施設が維持された



（羽後本荘駅）



（矢島駅）



（岩城みなと駅）



（羽後亀田駅）



（前郷）



（道の駅おおうち）



（道の駅東由利）



（西目駅）



（道の駅西目）

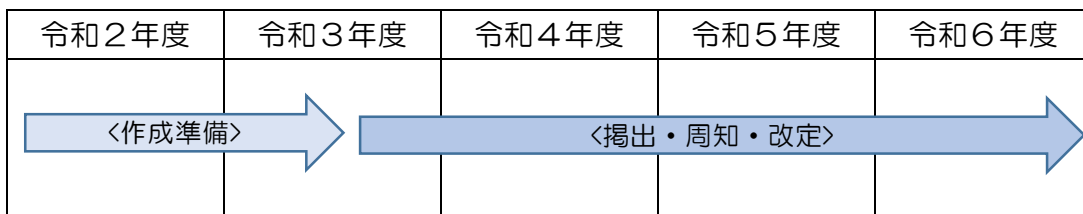


（鳥海菜らんど）

事業1-5 バス路線や鉄道の運行経路・ダイヤ等の周知とPR

事業概要

- ・バス路線については、「いつ」、「どこ」を「いくら」で運行するのかが分からず、乗車するのが不安であるとの声が多い。鉄道を含めた経路図や時刻表、運賃などの情報を掲載したマップを作成する。
- ・各公共施設や乗り継ぎ拠点、市ホームページにて掲出し広く周知できるようにする。



実施主体

鉄道事業者／バス事業者／施設管理者／由利本荘市

事業実施状況

＜令和5年度＞

- ・コミバスと路線バス・鉄道との乗り継ぎ時間や、通院や買い物におけるコミバスの利用例を記載した時刻表を作成し、市HPに掲出した
- ・時刻表やルートマップなどは、市窓口や市内施設においても配布した
- ・由利高原鉄道では登録者へ一斉メールをおこない、運休・遅延情報を提供している



本市コミバス時刻表の一例

コミバスや路線バスの利用例

利用の目的：由利組合総合病院への通院
各地の路線バスは羽後本荘駅経由で組合病院に行くことから、循環バスで駅に行けば組合病院行きのバスは多数あります。是非ご

※★印は土日祝運休

【羽後本荘駅 → 組合病院】	【組合病院 → 羽後本荘駅】
7時台：10分（市内線）★	10時台：54分（市内線）★
10分（岩谷線）★	59分（岩谷線）★
33分（東由利線）★	11時台：39分（本荘伏見線）
8時台：14分（本荘伏見線）	59分（東由利線）
55分（岩谷線）	12時台：49分（岩谷線）
9時台：3分（本荘伏見線）★	13時台：19分（市内線）★
10分（市内線）★	39分（本荘伏見線）★
50分（東由利線）★	14時台：39分（岩谷線）★
10時台：5分（岩谷線）★	49分（本荘伏見線）★
51分（本荘伏見線）★	54分（市内線）★
11時台：35分（市内線）★	15時台：54分（市内線）★
55分（岩谷線）	※午前、夕方の便は割愛
12時台：00分（東由利線）★	
※午後の便は割愛	

同じルートを「循環型」で、「双方向」の運行をする「循環バス」は、青バスで行って、赤バスで戻ってくるというような利用方法が可能です。

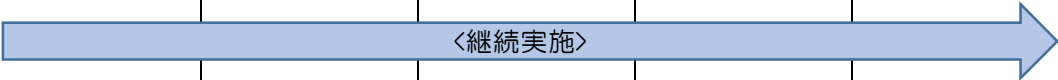
【主な目的地とバス停名称】	【施設等】
<バス停名>	<施設等>
岩渕下	マックスバリュ本荘中央店
市消防庁舎前	美倉町の各商店
大町	本荘消費、秋田銀行、羽後信金
古雷町	アクアハル
大門街	合同庁舎、本荘郵便局
カダーレ	カダーレ
上横町	清吉そばや
由利橋前	本荘グランドホテル
本荘第一病院前	本荘第一病院

目標 2 “自分ごとの” 公共交通へ

事業 2-1 町内会や老人クラブ等との「対話会」の開催

事業概要

- ・鳥海山ろく線や路線バス、市コミュニティバスの沿線などにおいて、町内会や町内老人クラブと「対話会」を開催し、公共交通の現状や利用促進の必要性を説明し、意見交換をすることで住民理解と乗車数の増加に繋げていく。
- ・特に、市コミュニティバスのうち、利用状況の悪い沿線においては、対話会の際に乗車券を配布し「お試し乗車」を促すことで、乗車することへのハードルを下げ、その後の継続利用に繋げていく。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計26回	計6回	計6回	計10回	
				

実施主体

由利本荘市／地域住民

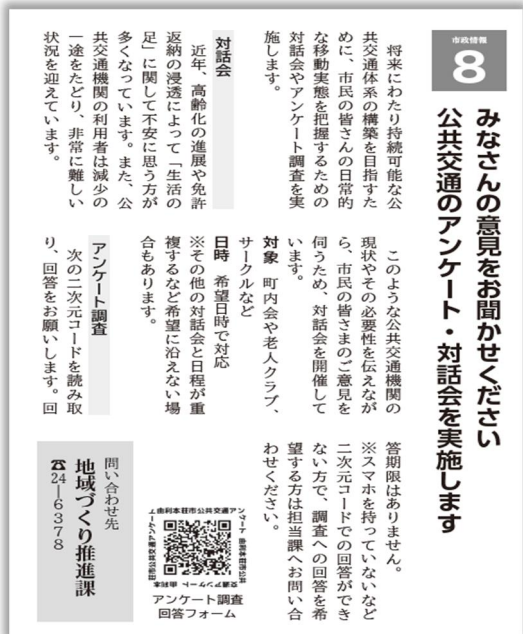
事業実施状況

<令和5年度>

- ・1月中旬時点で計10回の対話会を実施した（町内会長・行政協力員会議：2件、コミュニティバス関係会議：2件、乗り[逢い]交通事業導入関係町内：6件）
- ・「お試し乗車」は実施できなかった
- ・公共交通計画策定に伴い、市民アンケートを実施した

↓ 広報による対話会の募集

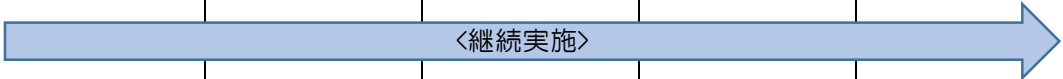
HP 上でのアンケート調査の依頼 ↓




事業２－２ 地域住民の「ちょい乗り」の推進

事業概要

- 公共交通を利用する方が固定化されていることも利用者の減少に歯止めがかからない要因の一つである。
- そこで、普段は車を使用する方が、月に1度や2度と、積極的な気持ちで、あえて公共交通を利用することで地域の「生活の足」を維持していくことが可能になっていく。
- 事業２－１で実施する「対話会」や各地域で開催される町内会長等が集まる会合などに出向き説明とお願いを繰り返すことで“使わなければなくなってしまうんだな”という意識を持っていただけるようにしていく。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

実施主体

由利本荘市／地域住民

事業実施状況

＜令和5年度＞

- 町内会長会や行政協力員連絡協議会などで地域の実情を伺いながら、利用促進を図ったが、「ちょい乗り」の提案までは至れなかった



＜対話会＞
←西目地域町内会長会

＜対話会＞
↓笹子地域行政協力員連絡協議会議



事業2-3 「乗り[違い]交通」事業の導入と推進

事業概要

- 地域内の移動に関する課題解決を、地域住民自ら実施する事業を「乗り[違い]交通」事業と定め、実施までのサポートや経費の一部助成を行っていく。
- 交通空白地域や公共交通機関の運行が充実していない地域に対して事業説明を行い、導入を促進していく。
- 事業導入の際には、公共交通機関の役割分担に十分配慮するよう交通事業者と協議を行い、市の地域公共交通活性化再生協議会の承認を経て実施する。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
導入1団体	導入2団体	導入検討 1団体	継続協議	新規導入予定

＜随時 募集・検討協議・導入＞

実施主体

由利本荘市／バス事業者／タクシー事業者／地域住民

事業実施状況

＜令和5年度＞

- 新規導入はないが、令和6年度からの由利地域西沢地区に導入予定
- 石脇新山乗り違いタクシーの会員募集チラシを作成し、石脇4町内に配布した
- 石沢地域交通の紹介パンフレットを作成し、石沢地域で全戸配布した



＜石脇新山＞
会員募集チラシ

＜石沢地域交通＞
広報用パンフレット↓

石脇新山 乗り違い交通 乗合タクシー

駅が近く、徒歩や自転車での移動が困難な石脇地区の生活をサポートするため、石脇地区住民が協力し合って、「乗り違い交通」が利用可能です！

今町・上山・東新山町・長老沼町内会が利用可能です！

乗降ポイント
石脇新交差点付近
大町交差点付近
マックスパルコ本荘中央店
本荘第一病院

料金
1人なら 1人 1,700円
2人以上なら 1人 350円

運行日
祝日のみ
火・水 毎月20日
木 毎月30日

運行マップ
運行ルート：今町・上山・東新山町・長老沼町内会が利用可能なルートを示しています。

利用方法
1. 会員登録 (※初回のみ)
2. 電話予約
3. 自宅前で待つ

TEL 0184-24-6378
0184-22-1111
光タクシー (株)

石沢地域内なら いつでもどこでも 送迎します ほたるんカー

石沢地域ボランティア送迎 ほたるんカー

利用できる場所
01 ほたるんカー (500円) いつでもどこでも 料金は50円
02 ほたるんカー (100円) 指定の6カ所 料金は100円
03 ほたるんカー (100円) ほたるんカー (100円) 指定の6カ所 料金は100円

運行日
火・水・木
9:00~15:00

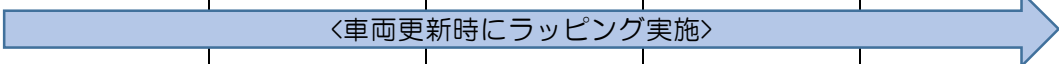
予約先
29-2111
石沢地域交通

石沢地域交通のサービス内容と料金表が詳しく記載されています。

事業2-4 地域ごとのバスラッピングの導入

事業概要

- 各地域を運行する市コミュニティバスの車両に、地域特有のラッピングを施すことにより“自分たちのバス”である意識を醸成し、“守り育てる”ための「ちよい乗り」に繋げていく。
- ラッピングは、各路線の車両状態と市の財政状況を考慮して更新される際に施すものとする。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
鳥海ワゴン 2台	導入なし	大内・鳥海 各1台	導入なし	西目ワゴン 1台予定
				

実施主体

由利本荘市

事業実施状況

＜令和5年度＞

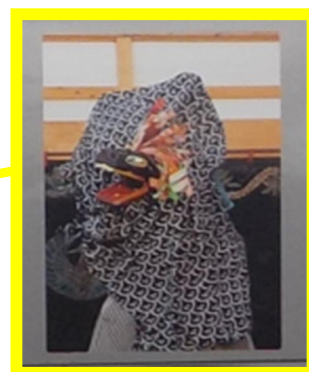
- 新規導入はないが、令和6年度に西目地域で1台更新予定

コミバス 循環バス（八幡下方面）↓



コミバス 循環バス（御門町方面）↑

R4 鳥海皿川線の導入事例↓


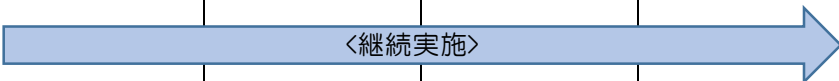


目標 3 “ライフスタイル提案型” の公共交通へ

事業 3-1 沿線のスーパーや医療機関との連携

事業概要

- 公共交通機関の沿線のスーパーや医療機関と連携し、公共交通利用者に特典がつくスタンプカードを発行することなどで利用を促進し、乗車人数の増加と地域経済の活性化を目指す。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

実施主体

由利本荘市／企業等事業主

事業実施状況

<令和5年度>

- ・ コミバス「子吉線」でグランマート本荘南店とスタンプカードを継続
- ・ 小友地区「本荘ひがしクリニック」より、石沢地域交通との連携を希望され、石沢地区から当クリニックへの通院手段に「乗り[違い]交通」が導入された
- ・ **具体的な連携方法が検討されていないため、積極的な連携に至らなかった**



事業3-2 高齢化や増加する運転免許自主返納者への対応

事業概要

- ・高齢者による重大な交通事故の発生などを契機に、運転免許を自主返納する市民が増加してきている。その一方で、本市においては農作業などで車を使用することを考慮すると免許を手放すことが難しいという面もある。
- ・高齢者が、安心して「お出かけ」ができるように、市コミュニティバスの割引制度の検討を行うとともに、遠方から本荘地域の総合病院に通院する負担を軽減するため、路線バスの上限制導入を検討する。
- ・利用料金の割引等検討を行う際には、当該事業の持続可能性についても十分配慮する。
- ・運転免許返納後に受けられる割引制度などをまとめたチラシを作成し、周知を図る。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<割引制度に関する調査>		<制度の導入・継続実施>		

実施主体

由利本荘市

事業実施状況

<令和5年度>

- ・「高齢者お出かけ促進事業」を継続し、**広域移動の負担軽減をおこなった**
- ・**免許返納者へのコミュニティバス割引き制度を継続し、チラシを作成し周知している**

<高齢者お出かけ促進事業>

<免許返納に関するチラシ>

事業3-3 「公共交通 意見箱」の設置

事業概要

- 公共交通のダイヤやルートの改定には、データやニーズが根拠として必要となるが、現状では、実際に公共交通を利用している市民の意見を直接把握できる体制が整っていない。
- そこで、バス路線の車内および市役所庁舎（各総合支所含む）に「公共交通 意見箱」を設置して、誰でもいつでも意見をあげられるようにする。
- 具体的な意見をいただきたいことから、様式を定め、氏名・住所・電話番号を記載してもらい、市から問い合わせをすることもあることを明記する。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<検討準備>	<わたしから市長への提案受付>			

実施主体

バス事業者／由利本荘市

事業実施状況

<令和5年度>

- 「私から市長への提案」により公共交通についてもご意見をいただいている

The screenshot shows the official website for 'My Proposal to the Mayor' (「わたしから市長への提案」). The page includes a navigation menu, a search bar, and a sidebar with 'Municipal Information' (市政情報). The main content area is titled '「わたしから市長への提案」の概要および提案方法' (Overview and Proposal Method of 'My Proposal to the Mayor'). It provides details on how to submit proposals, including a page number (1005251) and a last update date (2023.6.9). The text explains that the city is working to improve public transportation based on citizen input and encourages constructive proposals. It also states that proposals will be reviewed by the mayor's office and that personal information will not be used for other purposes.

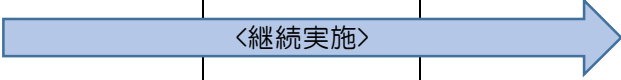
◆ わたしから市長への提案 ◆HP などを通じて、広く意見や要望を受け付けている。

目標 4 “守って育てる” 山ろく線

事業 4-1 通学定期券購入費助成の検討

事業概要

- 平成 26 年度に 166 千人あった通学定期利用は、平成 30 年度には 108 千人にまで減少している。要因の一つとして JR と比較して 2 倍以上となっている定期券代がある。
- これを解決する手段として定期券購入費の補助制度が挙げられるが、路線バス定期券購入費とのバランスや、新たな財政負担が生じる可能性もあることからアンケート調査を行い、検討を開始する。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
アンケートの実施	通学定期半額割引の実施			

実施主体

由利本荘市／由利高原鉄道（株）

事業実施状況

＜令和 5 年度＞

- 由利高原鉄道により割引制度を継続し、大変好評を得ている

＜R5 実績＞

R5.12 月時点での購入状況

	1 年生			2 年生			3 年生		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
矢島地域	27 名中	20 名 74%	32 名中	13 名 41%	26 名中	16 名 62%			
由利地域	36 名中	16 名 44%	31 名中	16 名 52%	32 名中	13 名 41%			
鳥海地域	23 名中	12 名 52%	24 名中	9 名 38%	28 名中	9 名 32%			
学年合計	86 名中	48 名 56%	87 名中	38 名 44%	86 名中	38 名 44%			

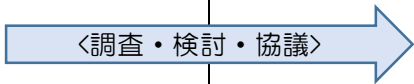
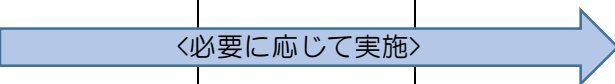
	全学年		
	人数	割合	人数
矢島地域	85 名中	49 名 58%	
由利地域	99 名中	45 名 45%	
鳥海地域	75 名中	30 名 40%	
全体合計	259 名中	124 名 48%	



事業4-2 各駅へのフィーダー交通導入の検討

事業概要

- 鳥海山ろく線は路線距離 23km に 12 駅が設置されている。しかし、居住地によっては駅まで遠く利便性がよいとは言えない地域も多くある。
- これらの地域において、駅までの移動をしやすい環境を整えることで利用促進が図られる。
- 地域におけるニーズを把握し、フィーダー交通を整備することで、地域住民の鳥海山ろく線の利用が促進されるのか、そのためにはどのような運行形態がマッチするのか検討していく。
- 検討にあたっては事業2-3「乗り[逢い]交通事業」の積極的活用も含める。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
				

実施主体

由利本荘市／由利高原鉄道（株）

事業実施状況

＜令和5年度＞

- 事業2-3「乗り[逢い]交通」事業の導入と推進と合わせて引き続き検討
- 沿線地域で「乗り[逢い]交通」の導入に至らなかったため、他の方法を引き続き検討する

- ◆ 取組例 ◆ 由利地域の小菅野地区では、乗り[逢い]交通の導入により、互助輸送がフィーダー交通の役割を担っている。

＜乗り[逢い]交通事業の導入と推進＞

■ 小菅野集落 互助による輸送



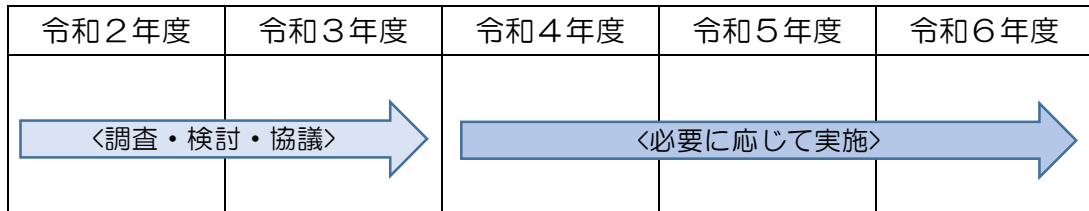
住民登録人口(基準日 R5. 1. 31)

町内名	男	女	計	世帯数	高齢化率
小菅野	36	48	84	30	44.0%

事業4-3 路線バスとの並走区間に関する整理検討

事業概要

- 鳥海山ろく線並びに本荘伏見線は、利用する市民にとっては大切な「生活の足」であるものの、欠損額の補填が大きな財政負担になっている現状もある。
- このことから、運行状況や乗車状況の現状を把握し、そこから、互いに協力し調整を図ることで利便性を損なわず財政負担も軽減できるような対策はないか検討を行う。
- 検討にあたっては、通学定期券購入費助成や駅までの利便性を高めることで、本荘伏見線に与える影響も考慮しながら、目標4の3つの事業を一体的な対策となるよう検討を進める。



実施主体

由利本荘市／由利高原鉄道（株）／羽後交通（株）

事業実施状況

<令和5年度>

- 沿線の中中学生及び市内の高校生とその保護者に対して、公共交通の利用に関するアンケートを行い、今後の検討材料とした
- **並走区間の建設的な解消策の立案までは至っていないため、引き続き検討を行う**

【参考】中学生アンケート

公共交通に関する中学生アンケート調査

現在、由利本荘市では由利高原鉄道や路線バスなど、これらの公共交通についての考え方の基本となる「地域公共交通計画」の作成を行っています。

今回は、由利高原鉄道の沿線に位置している由利中学校・天島中学校・鳥海中学校の皆様が、由利高原鉄道や路線バスのご利用をどうお考えなのか、これからどうなしてほしいのか等を聞かせていただき、今後の計画づくりに役立てていきます。

アンケートの集計・分析については、「ランドブレイン株式会社」に委託しております。調査の結果は、統計的に処理し、本アンケートの目的以外に一切使用しません。調査にご協力いただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>
 ◎由利本荘市地域公共交通活性化化生協議会
 (由利本荘市 知事ごくり推進課 担当：田口、池田)
 電話番号：0184-24-6378 ファクシミリ：0184-23-3226
 ◎委託業者：ランドブレイン株式会社秋田事業所 (担当：鈴木、木下)
 秋田県秋田市五正1-19
 電話番号：018-895-8022 ファクシミリ：018-895-8023

【ご回答にあたってのお願い】

○回答は、調査票の番号に○印を付けてください。
 (設問によって、「複数選択可」や、「1つ選択」などの指定があります。)
 ○また、回答欄の()内には具体的な内容をご記入ください。

問1. あなたの性別を教えてください。(1つに○印)

1. 男性 2. 女性 3. 答えたくない

問2. あなたの通っている中学校を教えてください。(1つに○印)

1. 由利中学校 2. 天島中学校 3. 鳥海中学校

問3. あなたが通学する際の交通手段を教えてください。(それぞれ1つに○印)
 ※毎日違うという方もいいかもしれませんが、最も多い状況のことを記入してください。

朝の通学 1. 自転車 2. 徒歩 3. 家族の送迎
 4. その他()

昼の通学 1. 自転車 2. 徒歩 3. 家族の送迎
 4. その他()

問4. あなたは自分専用のスマートフォンやPCを持っていますか。(1つに○印)

1. スマートフォンとPCを持っている 2. スマートフォンのみ持っている
 3. PCのみ持っている 4. どちらも持っていない

問5. あなたは、これまでに由利高原鉄道(鳥海山ろく線)に乗りましたことがありますか。(1つに○印)

1. 乗車したことがある 問6の後、問9A 2. 乗車したことがない 問7・8A

問6は、問5(前ページ)で「1. 乗車したことがある」を選んだ方にお聞きします。

問6. 以前、乗車した時のお話をします。以前、乗車した際は、誰と乗りましたか。また、どのような目的で乗りましたか。(それぞれ1つに○印)

二人に乗った人	1. 親 2. おばあちゃんやおじいちゃん 3. おじさんやおばさん、いとこなどの親戚 4. 兄弟・姉妹 5. 友達(先輩や後輩も含まれます) 6. 一人 7. その他()
乗った目的	1. 買い物・ショッピングに行くため 2. 塾・予備校に行くため 3. 遊びに行くため 4. 家族等に送迎してもらえなかったため 5. その他()

問7・8は、問5で「2. 乗車したことがない」を選んだ方にお聞きします。

問7. 由利高原鉄道(鳥海山ろく線)に乗ってみたいと思いますか。(1つに○印)

1. 乗ってみたいと思う 2. どちらともいえない 3. 乗らなくてもいい

問8. これまでに、由利高原鉄道(鳥海山ろく線)に乗ることがなかったのは、どうしてだと思いますか。(あてはまるものを全てに○印)

1. どこかに行くにも、親や家族が車で送ってくれてから
2. 由利高原鉄道(鳥海山ろく線)が、どこを走っていて、どこに行けるかわからないから
3. 親や保護者の方が、由利高原鉄道(鳥海山ろく線)などの公共交通はあがないと言っており、乗ってはいけないと言われていたから
4. その他()

問9以降は、全員が答えてください。

問9. 以下の公共交通機関の中で、知っているもの・走っているのを見たことがあるもの・乗ったことがあるものを教えてください。(それぞれ1つに○印)

公共交通機関の名前	知っている	走っているのを見たことがある	乗ったことがある
由利高原鉄道(鳥海山ろく線)			
路線バス(本荘伏見線)			
コミュニティバス子音線			
コミュニティバス秋野線			
コミュニティバス飯倉線や伏見子音線			

(由利高原鉄道(鳥海山ろく線))

★以降の設問は、調査票を受け取った生徒の保護者の方が回答してください

問11. 保護者の方について、教えてください。(それぞれ1つに○印)

問11. 保護者の方について、教えてください。(それぞれ1つに○印)

①世帯構成

【本人を含めて、同居している方に○をつけてください】

1. 配偶者 2. 親(お子様から見た曾祖父・曾祖母)
3. 親戚 4. その他()

②自転車の所有状況

【どれか1つに○印】

1. 自分(回答している保護者の方)が所有している
2. 自分(回答している保護者の方)も、同居している家族も所有している
3. 所有していない

③世帯の自動車保有台数

1. 1台 2. 2台 3. 3台
4. 4台 5. 5台 6. 6台以上

問12. 以下の公共交通機関の中で、知っているものと普段の利用頻度を教えてください。

公共交通機関の名前	回答内容(どちらかに○)	利用頻度(どれか1つに○印。()内に数字を記入)
由利高原鉄道(鳥海山ろく線)	1. 知っている 2. 知らない	1. 週に()回 2. 月に()回 3. 日常的に利用していない
路線バス(本荘伏見線)	1. 知っている 2. 知らない	1. 週に()回 2. 月に()回 3. 日常的に利用していない
コミュニティバス子音線	1. 知っている 2. 知らない	1. 週に()回 2. 月に()回 3. 日常的に利用していない
コミュニティバス秋野線	1. 知っている 2. 知らない	1. 週に()回 2. 月に()回 3. 日常的に利用していない
コミュニティバス飯倉線	1. 知っている 2. 知らない	1. 週に()回 2. 月に()回 3. 日常的に利用していない
コミュニティバス伏見子音線	1. 知っている 2. 知らない	1. 週に()回 2. 月に()回 3. 日常的に利用していない

【由利高原鉄道(鳥海山ろく線)】 【路線バス-コミュニティバス】

※写真はあくまでイメージです。※写真の車種で、運行しているとは限りませんので、予めご注意ください。

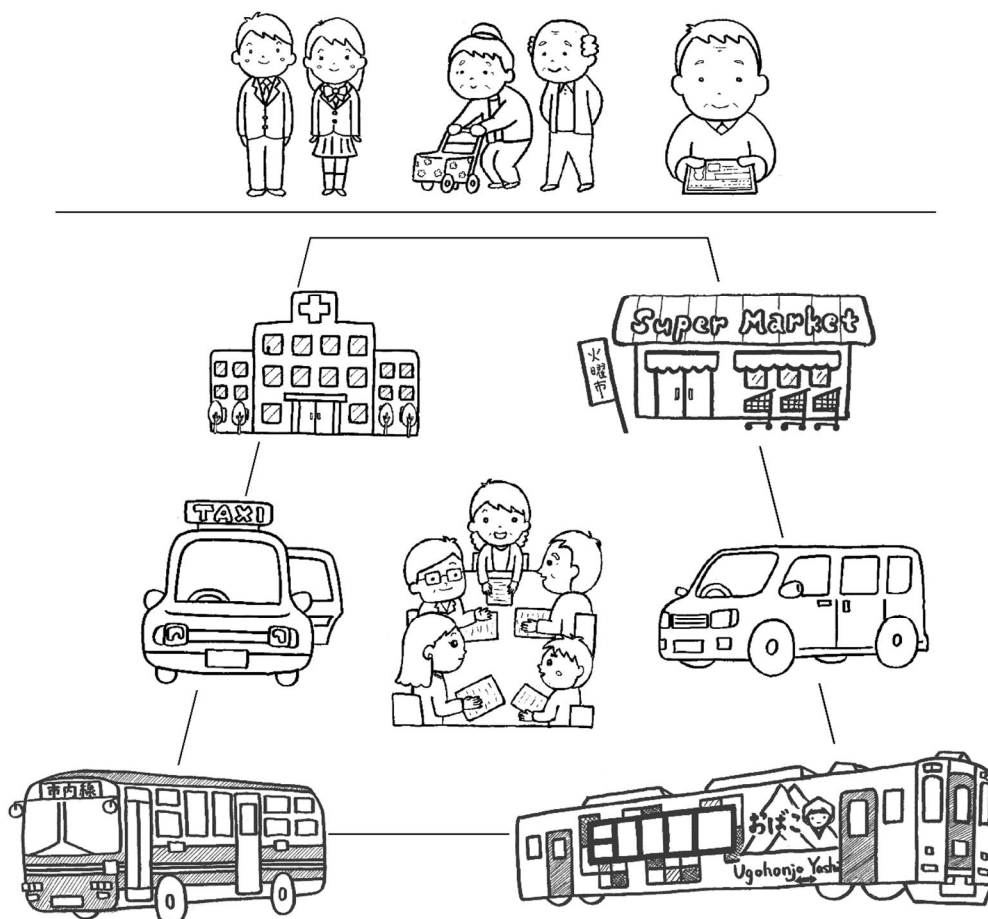
<各目標における指標の達成状況>

第5章 地域公共交通網形成計画の基本方針

- ・市で定める上位計画における公共交通の望ましい姿や、市と公共交通の現状を鑑み挙げられている前章における課題を解決する。
- ・現状の交通ネットワークを維持しながら、将来あるべき公共交通の姿を実現するための基本的な方針を定める。

計画の基本方針

持続可能な公共交通体系を構築し、
安心して「おでかけ」できる環境を創る



第7章 目標の評価と進行管理

1、目標の評価

- 本計画で掲げた事業が的確に行われ、目指すべき公共交通の将来像に近づいているかを評価するため、それぞれの目標に指標を設けて取り組みの成果を測定し、評価していく。

【注】各目標の実績は全て12月時点での数値です

目標1 “使える”公共交通へ

指標1-1 地域間幹線の路線バスの平均運行本数と乗車人数

基準値：平成30年度	目標値：令和6年度
15本/日・15人/便	15本/日・15人/便
令和4年度実績：14本/日・7.8人/便	
令和5年度実績：14本/日・8.6人/便	

【モニタリング方法】

- 羽後交通（株）が実施する乗降調査の実績をヒアリングし指標とする。

指標2-1 公共交通カバー率

基準値：平成30年度	目標値：令和6年度
74.6%	86.8%
令和4年度実績：77.3%	
令和5年度実績：77.3%	

【モニタリング方法】

- 前計画においてモニタリングしてきた、交通空白地域において導入された公共交通機関のカバー率の調査を継続する。

<評価・検証（案）>

- ①人口減少の中で基準値を保つことは難しい状況であったが、「高齢者お出かけ促進事業」や「回数券」の割引きなどで利用促進を図ることが出来た。
- ②新規導入等がなく、カバー率に変更はなかったが、令和6年度に乗り[逢い]交通の新規導入の予定であるので、引き続き導入を推進していきたい。

<今後の改善点など>

- ③鳥海方面で通学ダイヤの接続が途絶えてしまったため、鉄道、コミバス、路線バスの接続強化を継続し、地域内・地域間セットでの利用促進を促す。
- ④コミュニティバスのルート変更や乗り[逢い]交通事業の新規導入を検討し、引き続きカバー率の向上に努める。

目標 2 “自分ごと”の公共交通へ

指標 2-1 「対話会」の開催回数

基準値：平成 30 年度	目標値：令和 6 年度
14回	年20回
令和4年度実績：6回	
令和5年度実績：10回	

【モニタリング方法】

- ・市が町内会や各種会合等において、市民に対して公共交通の現状や、これから求められるものなどを説明し、意見交換を行うものを「対話会」とし、その開催回数を指標とする。

指標 2-2 「乗り[逢い]交通」事業の導入件数

基準値：平成 30 年度	目標値：令和 6 年度
—	10件
令和4年度実績：導入なし 計3件	
令和5年度実績：導入なし 計3件	

【モニタリング方法】

- ・「乗り[逢い]交通」事業補助金の交付件数を指標とする。

指標 2-3 地域別ラッピング導入の台数

基準値：平成 30 年度	目標値：令和 6 年度
—	5台
令和4年度実績：2台（大内・鳥海）	
令和5年度実績：導入なし（計4台）	

【モニタリング方法】

- ・市コミュニティバスの車両更新に伴い、地域特有のラッピングを施した車両の導入件数を指標とする。

＜評価・検証（案）＞

- ①公共交通計画の策定に伴い、町内会長会議・行政協力員連絡協議会などに出席し、地域の状況を直接伺うことができ、施策検討の材料となった。
- ②乗り[逢い]交通導入地域の石脇・石沢地域において、チラシ等を配布し、会員募集や利用促進を図ったが、大きな効果は得られなかった。

＜今後の改善点など＞

- ③バス路線から離れた地域に対して、積極的に「対話会」の開催を呼びかけ、地域の移動状況について考えてもらうきっかけ作りを行い、乗り[逢い]交通事業の導入の推進を図りたい。

目標3 “ライフスタイル提案型”の公共交通へ

指標3-1 スーパーや医療機関の連携件数

基準値：平成30年度	目標値：令和6年度
—	15件
令和4年度実績：2件（グランmart本荘南店、ニコット鳥海店）	
令和5年度実績：1件（本荘ひがしクリニック）計3件	

【モニタリング方法】

- ・市コミュニティバスの沿線にあるスーパーや医療機関と連携し、互いの利用促進に資する特典制度を導入した件数を指標とする。

指標3-2 免許自主返納者の市コミュニティバス利用者数

基準値：平成30年度	目標値：令和6年度
2,014件	8,000件
令和4年度実績：2,302件	
令和5年度実績：2,543件	

【モニタリング方法】

- ・市の割引制度である「市コミュニティバス半額利用者証」を使用してコミュニティバスに乗車した利用者数をカウントする。

＜評価・検証（案）＞

- ①石沢地域の乗り[逢い]交通が医療機関からの申し出を受け、連携することができたが、自発的な連携依頼は行えなかった。
- ②免許返納者の減額利用者証の利用件数は増加傾向にあるが、目標値からは大きく離れてしまっている。

＜今後の改善点など＞

- ③石沢地域の乗り[逢い]交通は、利用状況が思わしくないことから、医療機関との連携について周知し、高齢者の利用促進を図りたい。
- ④免許返納者のコミバス利用は増加傾向にあることから、引き続き事業のPRを行い、公共交通機関による移動を促進していきたい。
- ⑤具体的な連携方法が検討されていないため、連携方法を精査し、スーパーや医療機関へ積極的に連携を呼びかけたい。

目標 4

“守って育てる” 山ろく線

指標 4-1 通学定期利用率

基準値：平成 30 年度	目標値：令和 6 年度
22%	40%
令和 4 年度実績：40.8%	
令和 5 年度実績：47.8%	

【モニタリング方法】

- ・鳥海山ろく線の沿線である鳥海、矢島、由利地域の高校生的人数に対して通学定期券を購入している人数の割合を指標とする。

※鳥海、矢島、由利地域の高校生

⇒鳥海中学校、矢島中学校、由利中学校の卒業生的人数より

※通学定期券を購入している人数

⇒通学定期券購入時の住所より鳥海、矢島、由利地域居住者を判別

<評価・検証（案）>

- ①通学定期代の半額割引を始めて3年目を迎え、高校進学時に割引が始まった世代が引き続き購入を続けているため、年々購入率が上昇しており、輸送人員の大幅な増加につながり大きな効果を得ている。

<今後の改善点など>

- ②引き続き定期割引制度を継続して通学定期券の購入につなげていくほか、新高校一年生の購入に向けて中学校へのPRに努める。

2、目標の進行管理

(1) PDCA サイクルの実施

- ・本計画で掲げた目標を達成するために、的確に PDCA サイクルを実行していく。
- ・PDCA サイクルは、毎年開催する市地域公共交通活性化再生協議会において、各事業の実施状況および達成状況を報告し、有識者・事業者から広く意見・提案等を収集する。
- ・評価結果などは HP 等を通じて公表を行う。

■ Plan

- ・目指す将来像に近づくための目標を設定し、具体的な事業を計画する。

■ Do

- ・体制・役割等を明確に設定し、実際に事業を取り行う。

■ Check

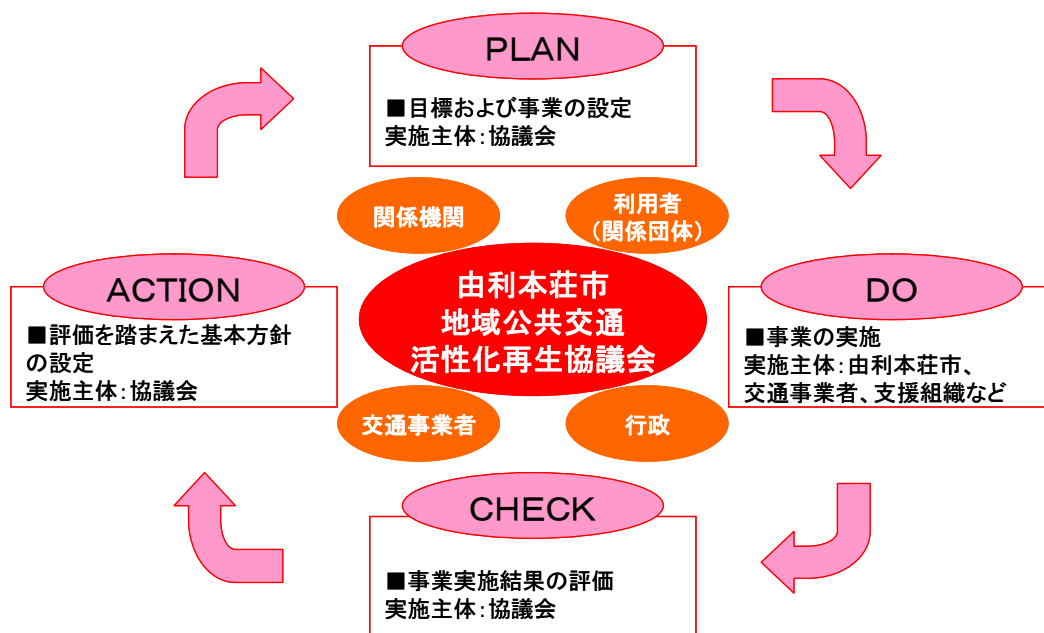
- ・途中で成果を測定・評価する。

■ Action

- ・必要に応じて修正を加える。一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへ入り、新たなPDCAサイクルを進める。

(2) 実施体制

- ・本計画の PDCA サイクルは、市地域公共交通活性化再生協議会を中心に、各取り組み事業の実施主体の協力を得て行う。



(PDCA サイクルの実施体制)